

# ひょうご農林水産 SDGs推進宣言事業



## <第4回募集>

令和8年2月13日(金)～3月6日(金)17時

SDGsの達成に向け「SDGs宣言」を行った農林漁業者等を  
県が登録して集約・公表し、宣言者のさらなる取組を支援します

登録されると…

- 県ホームページに掲載
- 登録証を交付
- 専用ロゴマーク(チラシ右上)が使用可能

申請方法

二次元コードまたは  
URLから電子申請フォームへ  
兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)  
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1770035646855>

お問い合わせ先

➡ 兵庫県農林水産部総合農政課  
農林水産政策班

📞 078-362-9193(直通)

✉️ [sougounousei@pref.hyogo.lg.jp](mailto:sougounousei@pref.hyogo.lg.jp)

※電子メールでの申請書の提出は受け付けていません  
上記の電子申請フォームから申請してください

登録者の  
一覧はこち  
ら



申請はこち  
ら



兵庫県マスコット  
はばたん

# ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業

## “農林水産”と“SDGs”との関連

ひょうご農林水産  
ビジョン2030のめざす姿  
御食国ひょうご 令和の挑戦  
～都市近郊の立地を活かした  
農林水産業の基幹産業化と  
五国の持続的発展～



SDGs (Sustainable Development Goals)  
持続可能な開発目標

「持続可能な地域づくり」を  
めざす観点で合致することから  
農林漁業者等によるSDGs達成に  
向けた取組を推進しています

### 基本要件

兵庫県内に事業所等を有する、以下ア～オのいずれかの者

- ア 認定農業者
- イ 兵庫県意欲と能力のある林業経営体
- ウ 農林水産業を営む法人
- エ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等
- オ 3戸以上の農林漁業者の組織する団体



### 資格

- ア 県税等に未納がないこと
- イ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- ウ 法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと

### SDGs宣言内容等

- ア 目指すゴールを1つ設定すること
- イ 目指すゴールと自らの活動との関係を明らかにすること
- ウ ゴールの達成に向けた具体的な取組を設定すること
- エ 上記ア～ウの取組をHP・事業所等での掲示により公表していること



募集期間 令和8年2月13日(金)～3月6日(金)17時必着

### 申請方法

いずれかの方法で  
申請してください

・右の二次元コードから電子申請(推奨)

<兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)>

・申請書を郵送(期間内必着) ※電子メール不可

<様式等は県HPに掲載しています(事業名を検索Q)>



電子申請フォーム

### お問い合わせ

兵庫県農林水産部 総合農政課 農林水産政策班  
Tel 078-362-9193 Fax 078-362-4458  
E-mail sougounousei@pref.hyogo.lg.jp